

募集型企画旅行ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1)所定の申込み書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。(4)お申込金(おひとり)40,000円

■旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって60日前にあたる日以降21日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

■取消料 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(お一人様)

契約解除の日(12/20～1/07に旅行開始する場合)	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%(10万円を上限)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日(①を除く)	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加(①)	旅行代金の100%

■旅行代金に含まれるもの

* 旅程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス) * 旅程に明示した視察に関わる料金(バス料金・ガイド料金) * 旅程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋利用の宿泊を基準とします。)* 旅程に明示した食事の料金及び税・サービス料金 * 航空機による手荷物運搬料金 * 現地での手荷物運搬料金(一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。)* CES2020登録料金 * 事後レポート代金

※これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。* 超過手荷物料金 * 添乗員同行費用 * クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 * 渡航手続関係 諸費用 * オプションプログラム参加代(CES2020見どころレクチャー&ブースツアー、CES2020セミナー「5Gの今」&ネットワークング、CES2020テーマ別セミナー、ブースツアー、マッチングイベント) * 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費 * 国内空港施設使用料 * 国際観光旅客税(1,000円) * 旅客保安サービス料 * 海外空港諸税 * 燃油サーチャージ(いずれも募集要項欄に金額を記載しております。)* ESTA代金 * (1月6日発のエア・カナダ利用コースのみ)eTA代金

■特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。・死亡補償金:2500万円・入院見舞金:4～40万円・通院見舞金:2～10万円・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

■「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)*より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と(以下「通信契約」といいます。))を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)(1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。(2)「カード利用日」とは旅行代金のお支払い又は払戻し債務を履行すべき日を行います。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除除依頼日」とします。(但し、契約解除除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

■旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

1. 旅券(パスポート):帰国時まで有効なIC旅券または機械読取式旅券(入国時90日以上が望ましい)2. 査証(ビザ)について: 当パンフレットでご案内の旅行先では、IC旅券または機械読取式旅券をご参加の場合、査証は不要です(IC旅券または機械読取式旅券のみ)旅行先では査証が必要ですが、米国では短期滞在査証免除国の国民の入国に際し、渡航72時間前までにインターネットを通じて査証免除可否のチェックを受けるシステム(電子渡航認証システム、以下「ESTA」)での申請を義務付けています。(申請には14米ドルの費用がかかります)登録は専用のウェブサイトhttps://esta.cbp.dhs.gov/より行い、認証が拒否された場合は、査証を取得しない限り、航空機への搭乗や入国を拒否されます。ESTAでの認証が拒否された場合は、査証申請を行う必要があり取得まで時間がかかりますので、早めに登録手続きをお願いします。また、認証拒否ならびに査証未取得に伴う旅行取消については、所定の取消料がかかります。尚、ESTAでの認証は米国入国承認ではない為、入国時の入国審査は従来どおり行われます。情報は予告なく変更となる場合がありますので、旅行申込販売店へ必ず最新情報をご確認ください。また、カナダへ渡航(乗船)する場合、Electronic Travel Authorization (eTA)の取得が義務付けられます(有料/カナダドル)。インターネットを通じて登録可能です。申請はhttp://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-start.aspより行います。情報は2019年6月15日現在となり、予告なく変更となる場合がありますので、必ず最新情報をご確認ください。* 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。

■保健衛生について 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: http://www.forth.go.jp/でご確認ください。

■海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出された場合がございます。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備え、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお願いいたします。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/」へのご登録をお勧めします。

■海外旅行保険への加入について

海外において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

■空港諸税について

渡航先の国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等(出入国税、空港施設使用料、税関審査料等)などの支払が義務付けられています。各コースに表示されている旅行代金には、空港税等は含まれておりませんので、別途お支払いが必要です。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行のガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報取扱について

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された送達・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時いただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等でご送付することにより提供いたします。(2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合に連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合にご利用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。(3)その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。株式会社JTBお客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11 https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp

■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年6月15日を基準としています。又、旅行代金は2019年6月20日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。



JTB

感動のそばに、いつも。

—旅行企画・実施—
株式会社JTB
観光庁長官登録旅行業第64号
東京都品川区東品川2-3-11
一般社団法人日本旅行業協会正会員
旅行業公正取引協議会会員

—お申し込み・お問い合わせ先—
株式会社JTB 新宿第二事業部 営業第一課
〒163-0426東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング26階
TEL:03(5909)8091
営業時間:月～金/9:30～17:30(土・日・祝日 休業)
総合旅行業務取扱管理者:軽部 大紀
担当:前澤・佐伯・高月
E-MAIL:jtb_ces@jtb.com

E1907005